

令和6年度新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告の手引き

令和7年2月

感染症対策課 事業推進グループ

【お問い合わせ先】

■消費税の申告や仕入控除税額の詳しい内容等に関する事

消費税等の会計処理を把握されている経理担当者や顧問税理士にご相談ください。

国税庁のホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

■本補助金の申請や補助内容に関する事

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課事業推進グループ

06-4397-3248

kansenshotaisaku-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

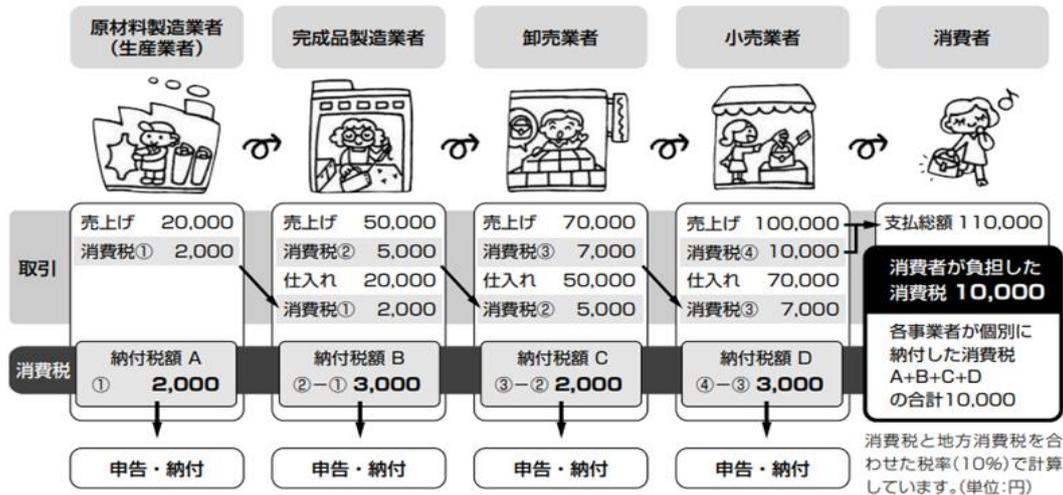
目次

1 消費税の仕入税額控除について……………	2
(1) 消費税の仕入税額控除制度とは	
(2) 補助金にかかる仕入控除税額の返還について	
(3) 仕入控除税額の報告について	
2 報告方法について……………	3
3 必要書類等について……………	3
(1) 様式第4号について	
(2) 添付書類について	
4 仕入控除税額に係る返還額の有無について……………	4
5 仕入控除税額に係る返還額がある場合について……………	5
(1) 課税売上割合の確認方法について	
(2) 計算方法の確認について	
6 よくある問い合わせ……………	7

1 消費税の仕入税額控除について

(1) 消費税の仕入税額控除制度とは

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。消費者が負担し、事業者が納めますが、流過程で二重三重に納税されないような仕組みが採られています。



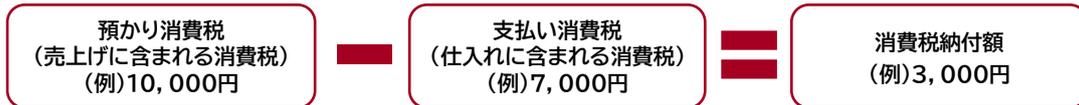
出典:国税庁「[消費税のあらまし](#)」より「第1章 消費税はどんなしくみ?」

(2) 補助金にかかる仕入控除税額の返還について

補助金は、消費税法上「不課税取引」に該当するため、うち預かり消費税は0円ですが、一方で補助事業の実施にあたり支払った消費税は、仕入税額控除することができるため、実質事業者が負担していない消費税額に相当する補助金を受けていることとなります。そのため、補助金に係る消費税の仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を府に返還しなければなりません。

<イメージ>

預かり消費税 10,000 円のうち 7,000 円は仕入先を通じて納税されることとなるため、事業者が国に納める金額から差し引くことで、利益分にかかる消費税のみ国に納付することとなります。



(3) 仕入控除税額の報告について

i 対象者	標記補助金の交付を受けたすべての医療機関等 ※
ii 報告時期	補助事業を実施した期間(令和6年4月1日から令和7年3月31日)を含む課税期間にかかる消費税及び地方消費税の確定申告後、速やかに報告すること
iii 返還時期	追って連絡します

※消費税等の申告義務がないなど、返還額がない場合も0円の確定として報告が必要です。

■消費税の申告や仕入控除税額の詳しい内容等に関するお問い合わせ

消費税等の会計処理を把握されている経理担当者や顧問税理士にご相談ください。

国税庁のホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

2 報告方法について

①大阪府ホームページから様式第4号をダウンロードして、必要事項を入力します。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryu/osakakansensho/kyoutei-hojo.html>

②大阪府行政オンラインシステムに①をアップロードし、報告します。

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41302/00000000/20231001_yusou_manual.pdf

i 大阪府行政オンラインシステムの「手続き一覧(事業者向け)」をクリックします。



ii キーワード検索にて「新興感染症」と検索いただき、手続き一覧の中の「【仕入控除】新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備費補助金」をクリックします。

※仕入れ控除においては、施設整備・設備整備いずれも共通の窓口で受け付けます。



3 提出書類等について

(1)様式第4号について

大阪府ホームページもしくは大阪府行政オンラインシステムから様式第4号をダウンロードします。

※同一事業で複数回の交付決定を受けている場合は、交付決定ごとに作成してください。

※個人事業主や3月決算以外の法人の場合、課税期間が2期にまたがります。

その場合は、補助金を充てた経費を課税期間ごとに振り分けて、補助金額も課税期間ごとに対応するように按分し、2期分を分けて報告書を作成してください。

(2)添付書類について

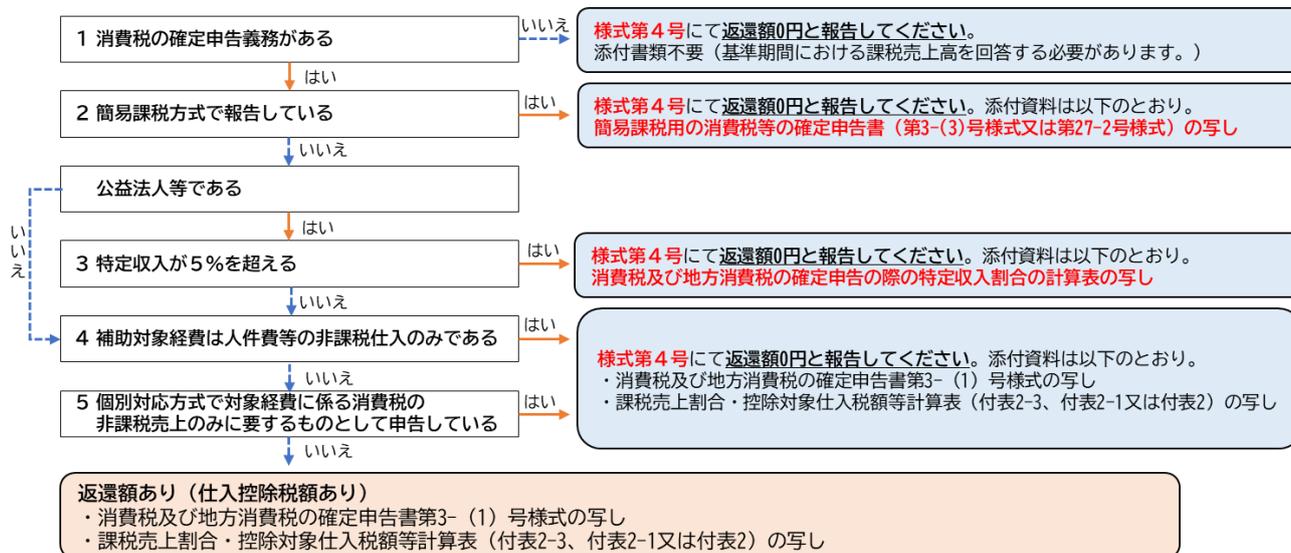
主に以下2点ですが、報告内容によってことなりますので、システムにて表示される指示に従ってください。

(参考:消費税仕入控除税額に係るフローチャート p4)

- i 消費税及び地方消費税の確定申告書 第3-(1)号様式または第27-(1)号様式の写し
- ii 消費税等の確定申告書に係る付表2-3、付表2-1、または付表2-2
(課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書)の写し

4 仕入控除税額に係る返還額の有無について

■消費税仕入控除税額に係るフローチャート



1 消費税の確定申告義務がある

免税事業者であり、消費税等の申告義務がない場合は、返還額0円で報告が必要です。

2 簡易課税方式で報告している

簡易課税制度とは、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出できる制度です。

課税売上額が5,000万円以下の中小企業かつ「消費税簡易課税制度選択届出書」提出により利用可能です。

3 公益法人等かつ、特定収入が5%を超える

公益法人等とは、地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

収入のうち特定収入(補助金等の使途が限られた収入)の割合が多く、申告の際にそれに対する経費にかかる消費税額が仕入れ控除されることのないよう調整しているため、返還額0円で報告が必要です。

5 個別対応方式で対象経費に係る消費税の非課税売上のみを要するものとして申告している

個別対応方式とは、仕入れに対する消費税を次の3つに区分して計算する方法です。

イ) 課税売上対応: 全額控除する

ロ) 非課税売上対応: 控除しない

ハ) 共通対応: 課税売上割合を乗じた分を控除する

5 仕入控除税額に係る返還額がある場合について

(1) 課税売上割合の確認方法について

課税資産の譲渡等の対価の額及び資産の譲渡等の対価の額に確定申告書の付表 2-1 に記載の値を入力。

※課税売上割合は自動計算されますが、税額控除の計算で端数処理している場合は、端数処理した金額を直接入力します。

第4-(2)号様式
付表2-1

見本: 付表2-1号 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

氏名又は名称

確定申告の種類により付表番号(付表2-〇)が異なります。ご注意ください。

課税期間	氏名又は名称	旧税率分小計 X (付表2-2の①次欄の金額) 円	税率6.24%適用分 D 円	税率7.8%適用分 E 円	合計 F (X+D+E) 円
①					
②	免税売上額				
③	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額				
④	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)				※第一套の金額 ※付表2-2の④次欄へ
⑤	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)				
⑥	非課税売上額				
⑦	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)				※第一套の金額 ※付表2-2の⑤次欄へ
⑧	課税売上割合(④/⑦)				[%] ※端数 切捨て
⑨	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	(付表2-2の⑥次欄の金額)			
⑩	課税仕入れに係る消費税額	(付表2-2の⑦次欄の金額)			端数処理している場合のみ使用します。
⑪	資格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	(付表2-2の⑧次欄の金額)			

(2) 計算方法の確認について

様式記載の中から該当する返還理由を1つ選択します。

- イ 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合
様式4に自動反映するので、根拠資料(確定申告書の写し等)とあわせて提出します。
- ロ 一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合
補助金対象経費の内訳を入力します。
様式4に自動反映するので、根拠資料(確定申告書の写し等)とあわせて提出します。
- ハ 個別対応方式により消費税の申告を行っている場合
補助金対象経費の内訳を入力します。
様式4に自動反映するので、根拠資料(確定申告書の写し等)とあわせて提出します。

見本:第3-(1)号様式 第一表(一般用) 306

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

チェックポイント
消費税の確定申告書であること
課税期間が補助事業期間(令和6年4月1日から令和7年3月31日)を含んでいること

申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定

課税 (個人の方) 振替 継続 希望

申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他() 身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書 (中間申告 自 令和 年 月 日) (の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0
消費税額	②	
控除過大調整税額	③	
控除対象仕入税額	④	
返還等対象に係る税額	⑤	
税額控除に係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	
控除不足還付税額	⑧	
差引税額	⑨	00
中間納付税額	⑩	00

計算方式の確認箇所
「全額控除」か「一括比例配分方式」か
「個別対応方式」かはここで確認します。

現金主義会計の適用	有	無
課税標準額に対する消費税額の適用	有	無
控除税額の法	個別対応方式	一括比例配分方式
上記以外	全額控除	

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

返還額の算定方法

イ. 全額控除 課税売上高が5億円以下、かつ 課税売上割合が95%以上の場合の法人等	$\text{補助金額} \times 10 / 110 = \text{返還額}$
ロ. 一括比例配分方式 課税売上割合が95%未満の法人等であって、 一括比例配分方式により消費税申告を行う場合	$\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{返還額}$
ハ. 個別対応方式 課税売上割合が95%未満の法人等であって、 個別対応方式により消費税額の申告を行う場合	$A \text{ 課税売上対応分} * \text{返還額} + B \text{ 共通対応分} * \text{返還額} = \text{返還額}$ A) 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times 10 / 110 = \text{課税売上対応分返還額}$ B) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{共通対応分返還額}^*$

※課税売上対応分と非課税売上対応分について

A) 課税売上とは、商品の売上げのほか、サービスの提供等をいいます。自費検査は課税売上となります。

B) 健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療などは、非課税売上となります。

6 よくある問い合わせ

(1) 報告義務について

1	仕入控除税額なしですが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた補助事業者は返還額の有無に関わらず必ず報告してください。(交付要領第8条第6項)
2	個人事業主の場合も報告が必要ですか。	個人事業主か法人かに関わらず、すべての補助事業者が報告の対象です。
3	交付決定を受けたが、実績報告額を「0円」で報告し、「0円」で交付額確定を受けたが、報告する必要はありますか。	交付決定を受けたにも関わらず、納品が間に合わなかったことなどにより、実績報告書「0円」で提出し、「0円」で額の確定を受けた場合、報告する必要はありません。
4	補助金の交付を受けた医療機関は既に廃止していますが、報告の必要はありますか。	補助金の交付を受けた後、医療機関を廃止した場合も、報告する必要があります。
5	補助金の交付を受けた当時から、医療機関の名称を変更しているが、「事業者名」はどうすればよいですか。	補助金の交付を受けた当時から、医療機関の名称を変更した場合、現在の名称で報告してください。その際、旧名称から変更したことがわかる書類（登記事項証明書等の写し）を併せて添付してください。

(2) 消費税に係る確定申告について

1	税務署へ修正申告を行い、課税売上割合が変わった場合はどうすればよいですか。	報告書を修正する必要がありますが、府の審査状況に応じて、対応が異なります。速やかに府に連絡してください。
2	消費税の確定申告をしているかどうか分からない。	確定申告について不明な場合は、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
3	府で返還額を計算して通知はできないですか。(返還額がいくらになるか教えてほしいです。)	返還額の計算では、事業者での確定申告の有無や、確定申告時の仕入控除の計算方法等確認する必要がありますが、これらは府では分からないため、事業者からご報告をお願いしています。
4	補助対象経費について課税売上対応分・共通対応分・非課税売上対応分等(個別対応方式の場合)のいずれに該当するか分からないです。(一括比例配分方式の場合で課税仕入額・非課税不課税仕入額のいずれに該当するか分からない)	仕入控除額の計算をした際に、事業者において、補助対象経費をいづれかに割り振って計算されているはずですが、いずれに割り振られたか、経理担当の方や顧問税理士等にお尋ねください。
5	返還額なし(0円)として報告したが、その後の手続きはどうなるのか。	返還額なし(0円)として報告頂ければこの手続きは完了です。(報告内容に疑義があれば府から連絡することはありますのでご了承ください。)
6	仕入れ控除税額の返還額がある場合は府に振込をすればよいのですか。	報告書の審査を行い、額が確定した後に、府から納入通知書兼領収証書を送付します。納入通知書の記載を確認のうえ、納入期限日までに所定の金融機関から振込をお願いいたします。

(3) 報告書の記載方法について

1	複数の補助金の交付を受けたが、仕入控除税額報告書は1枚にまとめてよいですか。	同一事業で複数回の交付決定を受けている場合は、交付決定ごとに作成してください。
2	法人内に複数の事業所があるが、法人として1枚の報告書にまとめて報告して良いか。	法人で1枚にまとめず、補助金の交付決定ごとに報告書を作成してください。
3	補助事業を実施した期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）を含む課税期間が2期にわたる場合はどのように記載すればよいですか。	個人事業主や3月決算以外の法人の場合、課税期間が2期にまたがります。その場合は、補助金を充てた経費を課税期間ごとに振り分けて、補助金額も課税期間ごとに対応するように按分し、2期分を分けて報告書を作成してください。
4	交付決定通知書を紛失したため、交付決定日や交付決定通知の番号が分かりません。交付決定通知書を再発行してもらえますか。	交付決定通知書や額の確定通知の再発行を行うことはできません。交付決定日等が不明の場合は、行政オンラインシステム上にある検索表にて検索してください。（令和7年5月公開予定）